

甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 令和2年9月29日（火曜日）午後2時00分から午後2時37分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 渡邊 初男 2 番 小松 芳彦 3 番 菊島 建 4 番 池田 哲郎
5 番 落合 洋子 6 番 關野 登 7 番 田中 由美 8 番 後藤 良仁
9 番 土屋 三千雄 10 番 越石 和昭 11 番 小澤 博 12 番 山村 忠弘
13 番 雨宮 洋文 14 番 末木 瑞夫 15 番 矢崎 正勝 16 番 塚田 泰英

4. 欠席委員（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 石川 満
農地係 係 長 齊藤 欣也
係 長 青木 進
振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和2年10月告示分農用地利用集積計画について
議案第5号 納税猶予に関する適格者証明願いについて
議案第6号 農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動の
推進に関する申し合わせ決議（案）について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。この3つの案件についても、事前に質問や意見はありませんでしたので、採決をさせていただいてもよろしいでしょうか。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定いたします。議案第3号のうち、1番の案件は、1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件は1,000㎡未満の案件となりますので、許可証の交付をして参ります。

つぎに、報告第1号から第3号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書5ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法4条、5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。6ページからは令和2年8月20日から令和2年9月17日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から、報告第1号から第3号につきまして報告がありましたが、報告事項でするので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第4号令和2年10月告示分農用地利用集積計画についてですが、審議に先だち、利用権設定の11番の案件は、後藤委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議の折には、ご退席をお願いいたします。また、審議終了後は、再びご着席をお願いします。それでは、議案第4号の内、利用権設定の11番を除く案件について審議いたします。また、関連がありますので、報告第4号農用地利用集積計画の解約についても併せて事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

農地銀行を利用する案件は、新規設定が1件、再設定14件の申し出がありました。議案書13ページの表は、新規設定です。中道南地区からの申し出があり、合計面積は528㎡です。中段の表は、令和2年度の目標面積109,300㎡に対し、設定面積は34,305㎡、達成率は31%です。

続いて14ページの表は、再設定です。甲運・玉諸・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は23,222㎡です。中段の表、令和2年度の目標面積343,700

㎡に対し、設定面積は 67,374 ㎡、達成率は 20%です。15 ページ 1 番は新規設定です。

15 ページ 2 番から 16 ページ 6 番は再設定です。17 ページ 7 番から 19 ページ 15 番は再設定の更新です。補足説明が必要となる案件はありませんので、個々の案件については議案書記載のとおりです。

また、18 ページ 11 番は委員案件となっていますので、後ほど審議をお願いします。以上、全ての案件の借り手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超過しており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書は 20 ページをご覧ください。今月は 1 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上案件について説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局より説明が終わりました。今月は、所有権移転や新規就農者及び法人が関係した案件、もしくは特殊な案件がありませんので、地元委員からの説明はありません。こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（西名会長）

それでは、採決をいたします。

議案第 4 号のうち、11 番を除く案件に賛成の方は、挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 4 号のうち、11 番を除く案件については、決定して参ります。

また、報告第 4 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、後藤委員のご退席をお願いします。

【後藤良仁委員 退席】

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第 4 号の内、利用権設定の 11 番の案件について審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

議案書は 18 ページ 11 番をご覧ください。借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。以上です。

○議長（西名会長）

事務局より説明があったとおりです。委員さん自ら借り手となるという案件でございます。それでは採決をさせていただきます。

議案第4号利用権設定の11番の案件に賛成の方は、挙手をしてください。

《 賛成多数の場合 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の賛成の挙手をいただきましたので、この案件については、決定して参ります。

後藤委員については、ご着席をお願いします。

【 後藤良仁委員 着席 】

○議長（西名会長）

つづいて、議案第5号納税猶予に関する適格者証明願いについて審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（斉藤係長）

議案書の21ページをご覧ください。議案第5号、納税猶予に関する適格者証明願いについて説明します。農地の所在、地目、面積及び申請者、相続人、被相続人については、議案書記載のとおりです。農業者であった被相続人より令和〇年〇月〇〇日に、相続人が議案書にある農地を相続しました。申請人は相続した農地について引き続き耕作をしていくということで、8月26日に相続税の納税猶予に関する適格者証明願いを提出してきたところです。このため、9月15日に地元農業委員の池田委員、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。申請地は申請者の自宅に隣接しており、家事消費用の野菜栽培をおこなっております。また、申請人は農業機械を有し、以前から被相続人と母とともに農業を行っており、今後も耕作を継続していくとのことです。以上の事から、申請人については相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。以上、ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から納税猶予に関する適格者証明願いについて説明が終わりました。こちらは事前にご質問等はありませんでしたが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決させていただきます。議案第5号納税猶予に関する適格者証明願いについて、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、決定をさせていただきます。納税猶予に関する適格者証明書を交付してまいります。

つづいて、議案第 6 号農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動の推進に関する申し合わせ決議（案）について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野）

それでは、別紙の令和 2 年度農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動推進要領をご覧ください。1 番の趣旨にもありますとおり、平成 28 年 4 月の農業委員会法改正により農地等の利用の最適化の推進が必須業務となりました。特に人・農地プランの実質化に向けた取り組みについて農業委員会のそれぞれの委員としての役割が明確化されております。そこで、強化月間を設け、委員等による利用調整活動を全県的に推進するという事です。2 番の強化月間としましては、10 月から翌年 1 月までの 4 か月間です。3 番の推進事項は、記載されている通り 8 項目あり、4 番の利用調整活動の推進内容に具体的内容が記載されております。また、申し合わせ決議の実施ということで、9 月下旬に開催する農業委員会の総会で、農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する申し合わせ決議を採択し、委員等の意思統一を行うということになっております。なお、この決議は毎年この時期に行っていることを申し添えます。細かい内容については、後ほどお読み取り下さい。

それでは、決議文について朗読をもって提案とさせていただきます。議案書 22 ページの議案第 6 号をご覧ください。

＊＊ 農地等の利用の最適化に向けた利用調整活動の推進について（案）朗読 ＊＊
以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（西名会長）

事務局から、農地等の利用の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進（案）について説明があったところです。これは、毎年この時期に行っております。この 4 か月間を強化月間として設定して農業委員、農地利用最適化推進委員が気持ちを新たに取り組んでいただくということです。冒頭で触れましたが、利用状況調査も終わり、地域の状況をそれぞれの委員が把握していると思います。現状が改善していれば嬉しいことですが、多分に逆の方向へ進んでいることが間違いないと思いますので、強化月間を設けて進めていかないと、もっと悪くなってしまうと危惧しております。そのために農業委員会協議会の方で申し合わせをしていこうということでございます。ご理解の上、ご協力をいただければありがたいと思います。こちらについても事前には、ご意見、ご質問等はありませんでしたが、このような趣旨で決議をしていただくことをお願い申し上げますが、よろしいでしょうか。

《 会場から多数の「はい」と声があり 》

○議長（西名会長）

それでは、念のためご賛成いただける委員の挙手を求めます。

《 賛成多数の場合 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、決議し、山梨県農業会議に報告いたしますし、10月19日に農地利用最適化推進委員の研修会もあり、こちらでも決議を紹介しながらこの活動を進めていくという覚悟でございますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上で、今日予定している案件は全て終了しましたが、せっかくの機会ですので、皆様から活動に対してのご意見等、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。特別ないようです。皆様のご協力により円滑に審議を進めることができました。短時間で終わることができたことも新型コロナウイルス対策が万全かと思えます。以上で9月の定例総会の議事を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時37分 閉会